

施工体制台帳等作成の手引き

- 1 施工体制台帳について P. 1
- 2 施工体系図について P. 9
- 3 工事現場に配置する技術者について P. 10
- 4 参 考 P. 12

令和7年4月
愛知中部水道企業団
管財検査課

はじめに

(1) 建設業法上の定義と施工体制台帳等作成の手引きについて

発注者・元請負人・請負人について、建設業法上では以下のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通称	発注者（施主） ↔ 元請業者 ↔ 一次下請 ↔ 二次下請 ↔ 三次下請
建設業法上	発注者 ↔ 元請負人 ↔ 下請負人元請負人 ↔ 下請負人元請負人 ↔ 下請負人
契約上	注文者（甲） ↔ 請負人（乙）注文者（甲） ↔ 請負人（乙）注文者（甲） ↔ 請負人（乙）注文者（甲） ↔ 請負人（乙）

施工体制台帳等作成の手引き（以下、「本手引き」という。）において、建設業法上での定義を以下のようにしています。

通称	発注者（施主） ↔ 元請業者 ↔ 一次下請 ↔ 二次下請 ↔ 三次下請
施工体制台帳等作成の手引き	発注者 ↔ ※元請負人 ↔ 下請負人元請負人 ↔ 下請負人元請負人 ↔ 下請負人 ※本手引きでは、発注者から直接請け負った元請負人を元請業者＝特定建設業者＝作成建設業者として作成しています。

(2) 建設業法等に関する名称について

建設業法の定義や通知から名称の内容については以下のとおりです。

- ① 発注者・・・建設工事の注文者（建設業法第2条）
- ② 元請負人・・・それぞれの下請契約の注文者で建設業者であるもの（建設業法第2条）
- ③ 下請負人・・・下請契約における請負人（建設業法第2条）
- ④ 特定建設業者・・・特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けたもの（建設業法第17条）
- ⑤ 作成建設業者・・・建設業法第24条の8第1項（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（令和4年12月28日 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）

(3) 関係法令等とその略語について

本手引きに引用した関係法令等の略語は以下のとおりです。

- ① 「法」＝建設業法
- ② 「令」＝建設業法施行令
- ③ 「規則」＝建設業法施行規則
- ④ 「入契法」＝公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ⑤ 「約款」＝愛知中部水道企業団工事請負契約約款
- ⑥ 「共通仕様書」＝愛知中部水道企業団共通仕様書

1-1 施工体制台帳について

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（入契法第15条第1項の規定により「建設業者」に読み替えて適用される。）（以下、「元請業者」という。）は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額が政令（令）の定める金額以上になる場合は、施工体制台帳と施工体系図の作成が義務付けられています。

公共工事を受注した元請業者が下請契約を締結する場合には、「法」及び「入契法」に基づき、下請金額にかかわらず、施工体制台帳の作成及び工事現場への備え置き、作成した施工体制台帳の写し（作業員名簿含む。）を発注者に提出することが義務付けられています。（法第24条の8、入契法第15条、規則第14条の7）

施工体制台帳とは・・・

施工体制台帳は、下請・孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳のことをいいます。

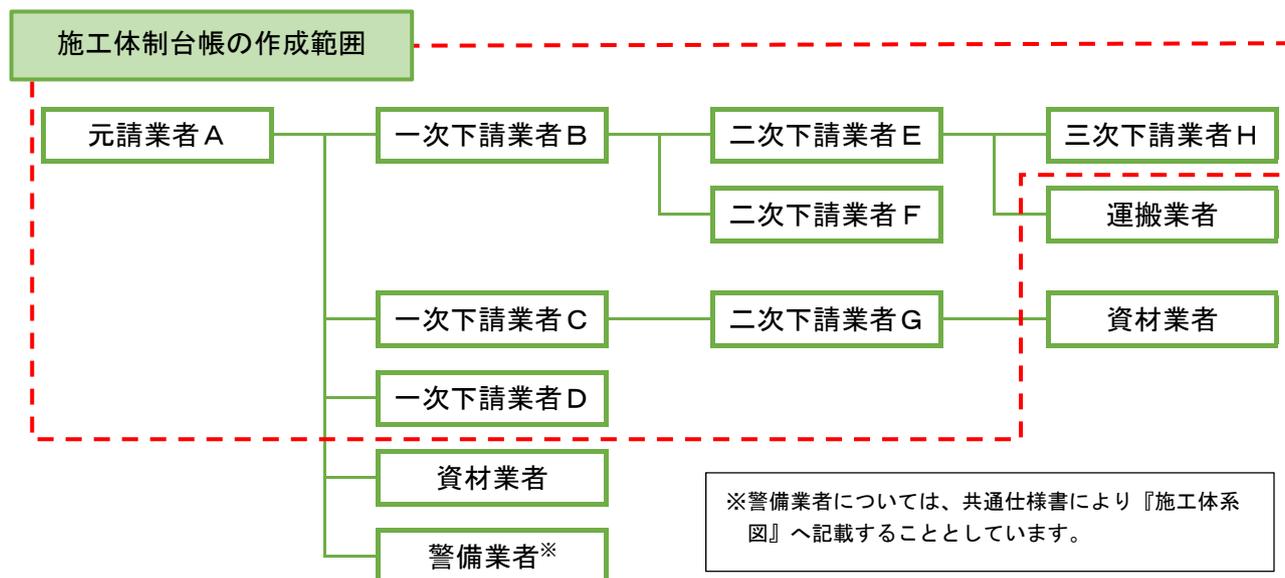
施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブル発生
- ②不良・不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）
- ③生産効率低下の原因にもなる安易な重層下請

を防止しようとするものです。

1-2 施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指すので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も施工体制台帳への記載対象になります。

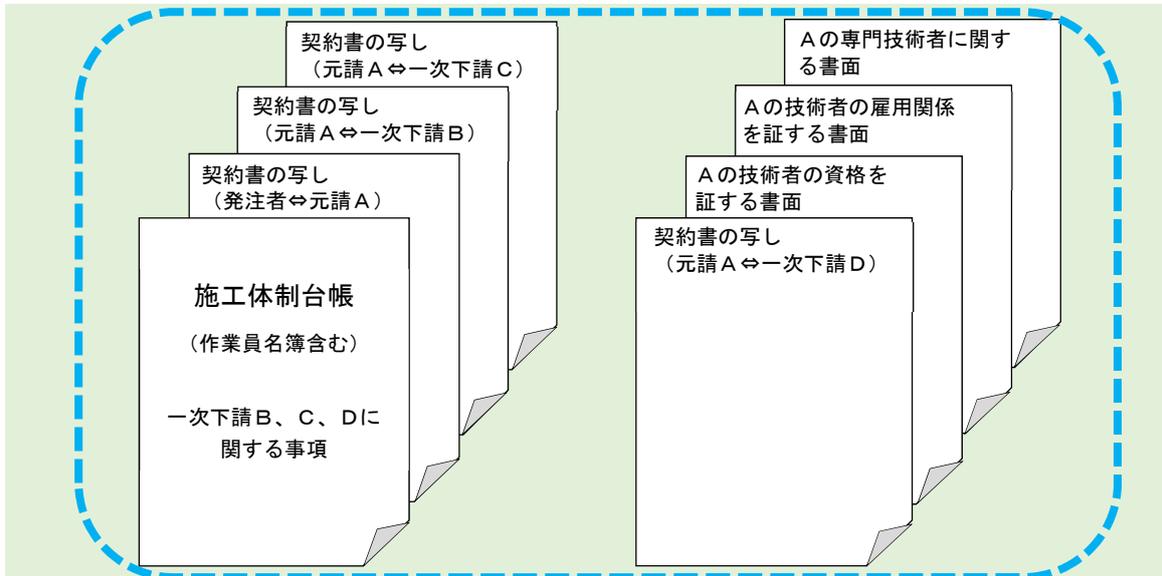


1-3 施工体制台帳の構成

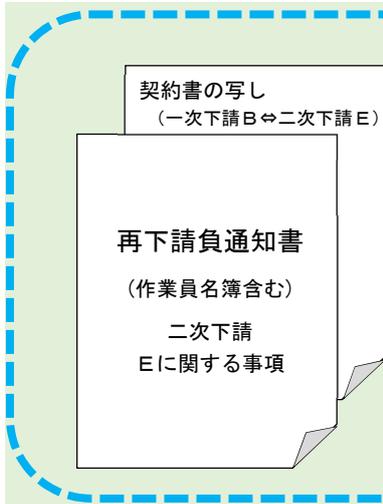
施工体制台帳は、①、②を合わせた全体で施工体制台帳となります。

- ① 元請業者と一次下請負業者の記載事項と添付書類
- ② 再下請負通知書の記載事項と添付書類

【元請業者Aが作成する書類】



【一次下請Bが作成する書類】



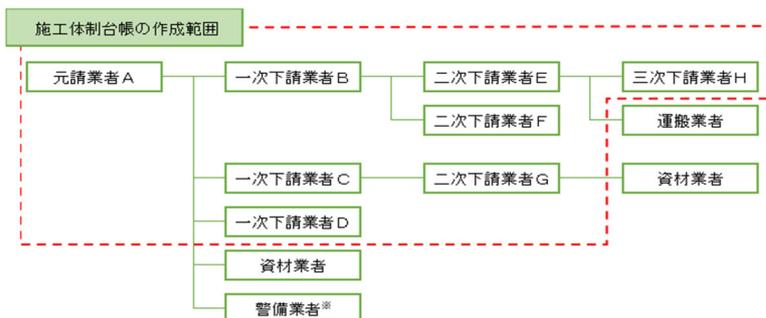
【二次下請Eが作成する書類】



【一次下請Cが作成する書類】



『施工体制台帳の作成範囲』に記載されている、一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者Hについては、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務はありません。



1-4 施工体制台帳の記載内容

施工体制台帳には、元請業者（作成建設業者）の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人技能実習生等の従事状況などを記載しなければなりません。

【施工体制台帳の記載内容】（規則第14条の2第1項）

＜元請業者（元請負人）に関する事項＞

- ① 建設業許可の内容（すべての許可業種）
- ② 健康保険等の加入状況
- ③ 建設工事の名称・内容・工期
- ④ 発注者との契約内容（商号、契約年月日等）
- ⑤ 発注者が置く監督員の氏名等
- ⑥ 元請業者が置く現場代理人の氏名等
- ⑦ 配置技術者の氏名と資格内容等
- ⑧ 外国人材の従事状況
- ⑨ 建設工事従事者に関する事項（作業員名簿）

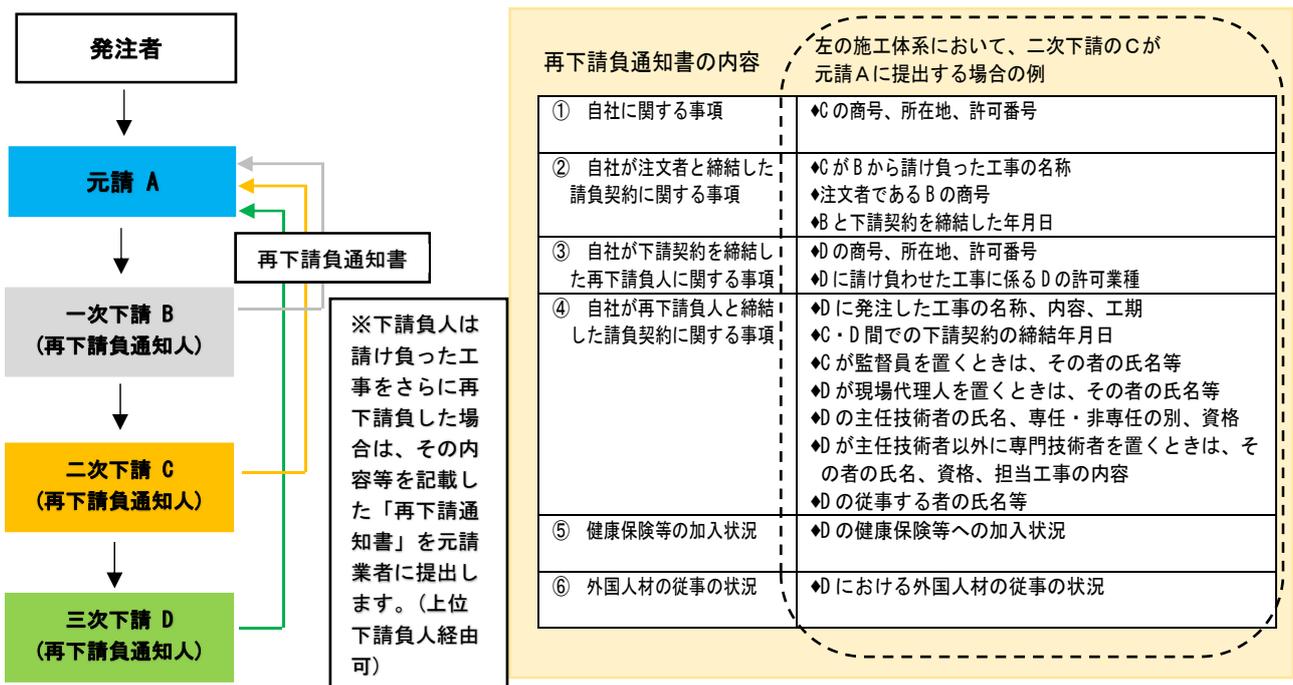
＜下請負人に関する事項＞

- ① 商号・住所
- ② 建設業許可（施工に必要な許可業種）
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 下請契約した工事の名称・内容・工期
- ⑤ 下請契約の締結年月日
- ⑥ 監督員の氏名等（注文者が置く場合）
- ⑦ 現場代理人の氏名等
- ⑧ 配置技術者の氏名と資格内容等
- ⑨ 外国人材の従事状況
- ⑩ 建設工事従事者に関する事項（作業員名簿）

1-5 再下請負通知書とは

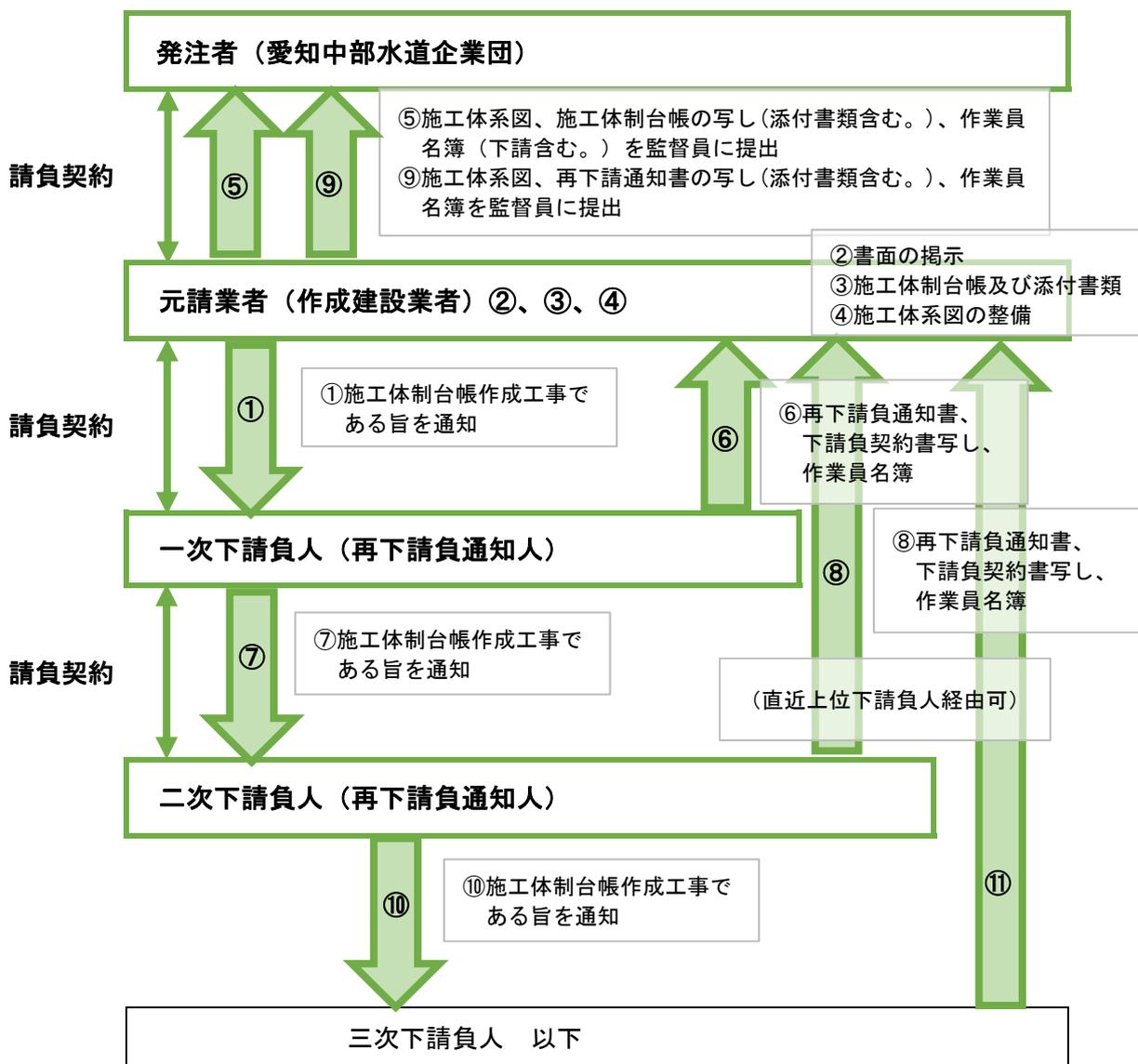
施工体制台帳の作成が義務付けられている工事においては、下請負人がさらにその工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合、元請業者（作成建設業者）に対し、「再下請負通知書」を提出しなければなりません。（法第24条の8第2項）

【再下請負通知を行うべき事項等】（規則第14条の4）



1-6 施工体制台帳の作成

(1) 施工体制台帳の作成手順と提出について



【一次下請契約締結後】

元請業者は、遅滞なく、一次下請負人に対して、「①施工体制台帳作成工事である旨の通知」を行うとともに、「②その旨が記載された書面」、「③施工体制台帳及び添付書類」、「④施工体系図」を整備します。(①、②についてはP.8参照)

元請業者は、「⑤工事打合簿に施工体系図の写し、施工体制台帳の写し(添付書類含む。)、作業員名簿(下請含む。)」を添付して、工事着手までに発注者の監督員に提出します。

【二次下請契約締結後】

一次下請負人は、「⑥再下請負通知書と下請負契約書写しと作業員名簿」を元請業者に提出するとともに、二次下請負人に「⑦施工体制台帳作成工事である旨の通知」を行います。

元請業者は一次下請負人より提出された「⑥再下請負通知書と下請負契約書写しと作業員名簿」を添付する方法により、「③施工体制台帳」及び「④施工体系図」を整備します。

元請業者は、「⑨工事打合簿に施工体系図、再下請負通知書（二次）写し（添付書類含む。）、作業員名簿」を添付して、工事着手までに発注者の監督員に提出します。

【三次下請契約締結があった場合】

二次下請負人は、「⑧再下請負通知書と下請負契約書写しと作業員名簿」を元請業者に提出する（二次下請負人は、直近上位下請負人（一次下請負人）を経由して提出可）とともに「⑩三次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知」を行います。

元請業者は、二次下請負人より提出された「⑧再下請負通知書と下請負契約書写しと作業員名簿」を添付する方法により、「③施工体制台帳」及び「④施工体系図」を整備します。

元請業者は、「⑨工事打合簿に施工体系図、再下請負通知書（三次）写し（添付書類含む。）、作業員名簿」を添付して、工事着手までに発注者の監督員に提出します。

※ ⑪三次下請人以下の場合は二次下請人に関する記載を読み替えてください。

（２）添付書類について

以下の①から⑥は、一次下請契約締結後の添付書類となります。（規則第 14 条の 2 第 2 項）

① 発注者（愛知中部水道企業団）と元請業者との契約書の写し

② 元請業者と一次下請負人との間で締結した契約書の写し

※ 契約書の代わりに「注文書・請書+基本契約書の写し」又は「注文書・請書+基本契約約款の写し」も可能です。

③ 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面の写し

・主任技術者の資格を証する書面（学校及び学科を修めたことを証する学校の証明証、実務の経験を証する使用者の証明書、技術検定合格証明証、監理技術者資格者証の写し）

・監理技術者の資格を証する書面（監理技術者資格者証の写し）

④ 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面の写し

・雇用を証する書面（健康保険被保険者証等の写し）

⑤ 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面の写し

・資格（技術検定合格証明書（一級一次検定又は二次検定合格）、監理技術者資格者証の写し）

・雇用を証する書面（健康保険被保険者証等の写し）

⑥ 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面の写し

・資格を証する書面、雇用を証する書面は上記同様

※ 技術者の雇用関係を証する書面については、「配置予定技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認について」を参照してください。（愛知中部水道企業団ホームページに掲載）

以下の⑦は、二次下請契約締結以降の添付書類となります。（規則第 14 条の 4 第 3 項）

⑦ 再下請負人との下請負契約書の写し

※ 契約書の代わりに「注文書・請書+基本契約書の写し」又は「注文書・請書+基本契約約款の写し」も可能です。

(3) 作業員名簿の提出について（規則第14条の2第1項第2号、第4号）

令和2年10月の「法」及び「規則」の一部改正により、新たに建設工事に従事する者に対して、氏名や職種、社会保険等の加入状況などの記載が義務付けられました。本企業団においては、施工体制台帳に作業員名簿を添付することで、これらの記載を確認します。なお、作業員名簿（P.15参照）については、施工体制台帳の一部として作成することが義務付けられているため、元請業者は施工体制台帳の写しと合わせて、発注者へ提出してください。

(4) 施工体制台帳（作業員名簿含む。）に添付が不要な書類について

以下の①から⑥は、施工体制台帳に添付が不要な書類の例となります。

- ① 建設業許可証や警備業認定証の写し
- ② 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ③ 監理技術者などの技術者届の写し
- ④ 見積依頼書の添付図面
- ⑤ 配置技術者の要件以外の資格や実務経歴の写し
(例：「資格内容」を1級土木施工管理技士と記載した場合の実務経験10年の証明)
- ⑥ 作業員名簿については、資格、免許等の写し

※1 「作成が不要な書類」ではないため、元請業者で適切に保管してください。また、監督員から請求があった場合は、提示できる体制を取る必要があります。

※2 建設業許可証の添付の必要はありませんが、元請業者として指導する立場では、特定・一般の別、業種、有効期限等把握しておくことが必要です。

1-7 施工体制台帳等（施工体制台帳、施工体系図）の内容の変更について

施工体制台帳の内容について変更があったときは、速やかに「当該変更があった年月日を付記」及び「既に記載されている事項に加えて変更後の記載事項を記載」し、施工体制台帳に追加します。また、変更に合わせて施工体系図も修正及び掲示します。（規則第14条の5第4項、第5項）

工事の工期が延期されたときは、下請契約も併せて変更することとなるため、施工体制台帳及び下請負契約書を速やかに作成してください。

なお、内容に変更が生じた場合は、変更後の事項を記載した施工体制台帳等を工事打合簿に添付し、速やかに監督員に提出してください。その際、施工体系図については、変更前、変更後がわかるようにマーカ等(赤枠、赤字でも可)で変更箇所を明示してください。

作業員名簿の変更は、都度提出する必要はなく、施工体制台帳等他の内容の変更に合わせて提出してください。（作業員名簿の変更のみで、施工体制台帳等他の内容に変更が生じない場合は、工事施工完了時の提出とします。）

1-8 請負契約書等の作成について

(1) 請負契約書の作成について

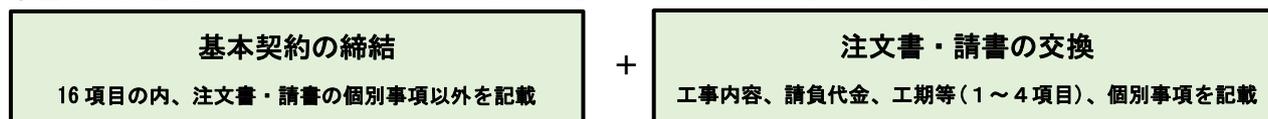
建設工事における下請契約については、契約を締結する際、「法」に基づいた契約を行う必要があります。そのため、下請契約は、法第 19 条第 1 項に基づき、契約書に記載が必要な 16 項目を明示した契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(請負契約書の形態については P. 17~P. 19 参照)

なお、公共工事においては、施工体制台帳及び再下請負通知書に添付すべき契約書の写しはすべての下請負代金の額(総額)が記載されていなければなりません。(規則第 14 条の 2 第 2 項第 1 号、14 条の 4 第 3 項)(規則の一部を改正する省令(平成 13 年 3 月 30 日付))

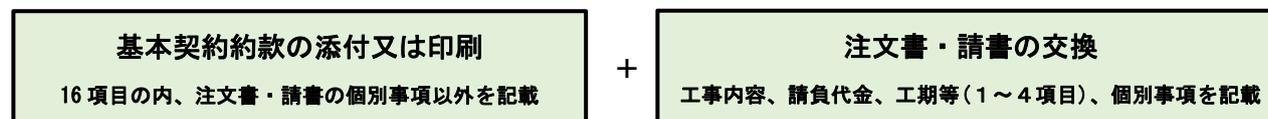
(2) 注文書・請書の請負契約について

「法」では、契約書を作成することとされていますが、注文書及び請書の形態により請負契約を締結する場合は、①、②の方法でも可能です。(法第 19 条第 1 項(16 項目))

①基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合



②注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合



(3) 施工体制台帳への電子契約書の添付について

電子契約を行った電子契約書の写し(下請契約含む。)については、発注者が書面での提出を求めている場合には、①、②の 2 つの条件を満たすことが必要となります。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、元請業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること

なお、電子契約を締結する際は、国土交通省令に定める措置を講じる必要があります。(法第 19 条第 3 項、P. 19 参照)

※1 対象となる契約が電子契約の場合における取扱いについては、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン(令和 5 年 5 月 12 日 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知)」を参照してください。(P. 21 参照)

※2 誓約されている書面についての様式は定められていません。

※3 「注文書・請書+基本契約書の写し」又は「注文書・請書+基本契約約款の写し」により電子契約を締結した際も①、②の条件を満たすことが必要です。

1-9 施工体制台帳の作成に係る関係者の周知

(1) 下請負人に対する書面通知と書面の現場掲示について

元請業者（作成建設業者）は、下請負人に対して再下請負を行う場合は①～③に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。（規則第14条の3第1項）

- ① 元請業者（作成建設業者）の商号又は名称
- ② 再下請けを行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨
- ③ 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

(2) 下請負人に交付する書面の文例

以下を参考に、下請契約を締結した全ての下請負人に対し、書面により通知してください。

～下請負者の皆様へ～

元請の商号又は名称
作業所名 ◇◇舗装工事 作業所
現場代理人 ◆◆◆◆

施工体制台帳作成建設工事の通知

今回、下請負者として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないことになっています。

この建設工事の下請負者（貴社）は、その受注したこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に受注させたときは、

- (1) 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- (2) 貴社が工事を受注させた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を受注させたときは、(1)の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

(作成特定建設業者の商号) ○○建設㈱
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/□□営業所

(3) 工事現場に掲示する書面の文例

以下を参考に、当該工事現場の見やすい場所に掲示してください。

この建設工事の下請負者となり、その受注した建設工事を他の建設業を営む者に受注させた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/□□営業所まで、建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

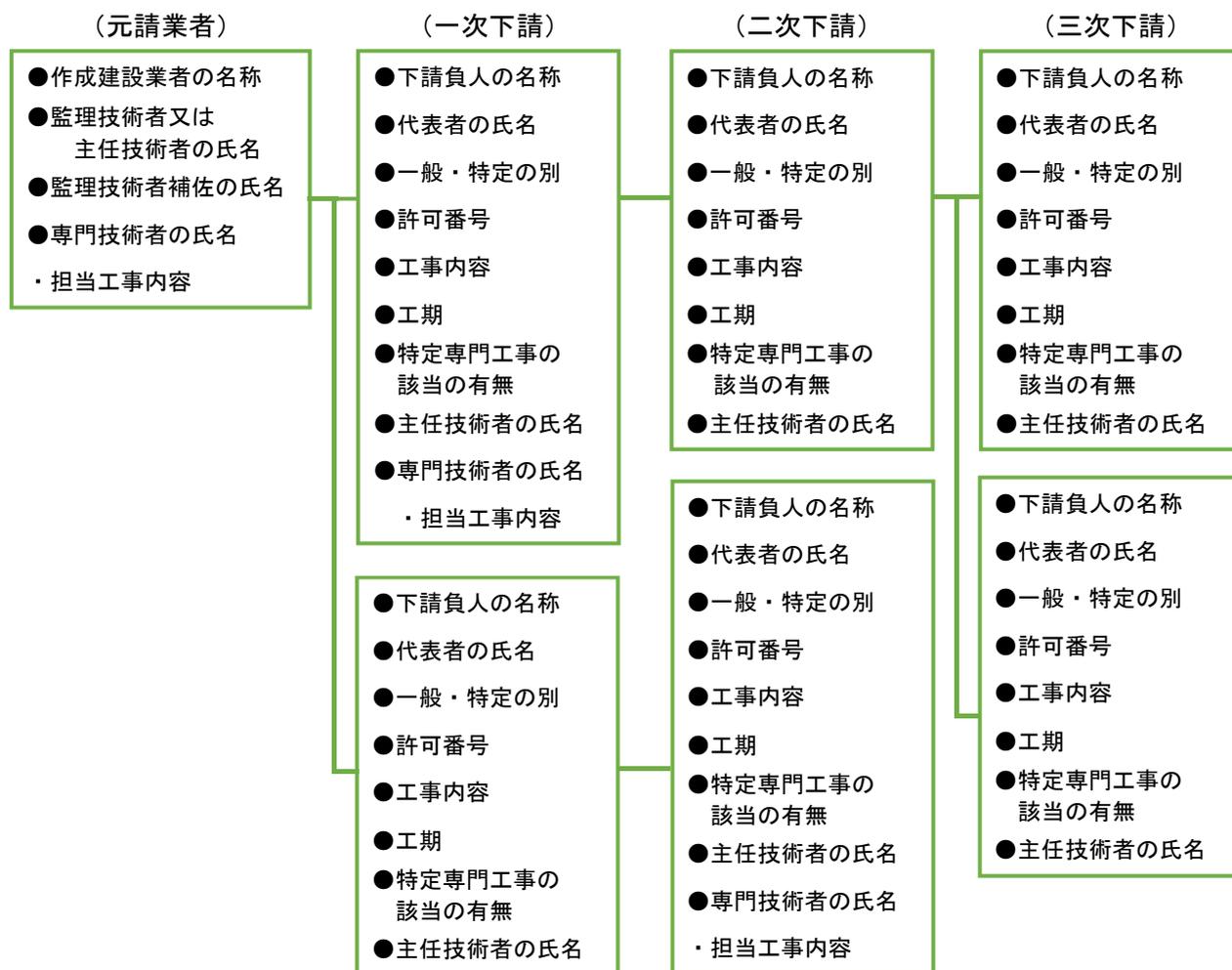
○○建設（株）

2 施工体系図について

(1) 施工体系図について

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。(法第 24 条の 8 第 4 項、規則第 14 条の 6)

施工体系図のイメージ



※1 下請負に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行う必要があります。したがって工事の進行により表示すべき下請負人に変更があった場合は、速やかに施工体系図を変更してください。

※2 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り、設置が義務付けられています。

※3 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第 26 条の 2 の技術者をいいます。

(2) 施工体系図の掲示場所について

公共工事については、法第 24 条の 8 第 4 項、入契法第 15 条第 1 項により、「見やすい場所」を次のとおり義務付けています。

- ① 工事関係者が見やすい場所
- ② 公衆が見やすい場所



3 工事現場に配置する技術者について

(1) 配置する技術者について

建設工事の適正な施工を確保するためには、施工する工事現場に、建設工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。

現場代理人（約款第 11 条第 2 項）

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りを行うほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人です。なお、現場代理人は、工事現場への常駐を約款により義務付けていますが、特別な場合は、他の工事の現場代理人との兼務を認めています。
 ※参考：「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」（愛知県建設局長通知令和 4 年 12 月 15 日付け 4 建企第 385 号）

主任技術者（法第 26 条）

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。
 ※500 万円未満（建築一式工事にあつては 1,500 万円未満）の工事であっても建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要です。

+

監理技術者（法第 26 条）

発注者から直接建設工事を請け負い（元請）、かつ、5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。
 ただし、専任特例の場合の監理技術者（専任特例 1 号、専任特例 2 号）は工事現場を兼務することができます。※専任特例の場合の監理技術者の要件については「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省）参照。

or

技術者制度一覧表（国土交通省より）

（金額はすべて税込み）

許可を受けている業種		指定建設業（7 業種） 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園		その他（左記以外の 22 業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体			
		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計		5,000 万円以上※1	5,000 万円未満※1	5,000 万円以上は契約不可※1	5,000 万円以上※1	5,000 万円未満※1	5,000 万円以上は契約不可※1
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者及び監理技術者補佐		主任技術者	監理技術者及び監理技術者補佐		主任技術者 (特定専門工事の下請負人は配置免除となる場合がある)
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者 ③一級技士補(監理技術者補佐のみ)	①一・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験(10 年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験 ③一級技士補(監理技術者補佐のみ)	①一・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験(10 年以上)※3	
	技術者の現場専任	監理技術者・特定専門工事以外の主任技術者：公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が 4,500 万円※2 以上となる工事 監理技術者・特定専門工事の主任技術者：配置される全ての工事					
	監理技術者資格者証及び講習の必要性	現場専任が求められる工事で必要(監理技術者のみ)	—		現場専任が求められる工事で必要(監理技術者のみ)	—	

※1：建築一式工事の場合は 8,000 万円 ※2：建築一式工事の場合は 9,000 万円

※3：特定専門工事の主任技術者の場合、特定専門工事に関し 1 年以上の指導監督的な実務経験が必要

(2) 専門技術者の配置について

以下の①、②に該当する場合は専門技術者の配置が必要となります。

① 土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事を施工する場合

土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請業者として土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に他の専門工事（軽微な工事は除く。）も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に配置してその技術管理をさせなければなりません。（法第 26 条の 2 第 1 項）

② 附帯工事を施工する場合

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事（各専門工事）に附帯する他の建設工事（いわゆる附帯工事）を施工することができますが、その場合は、当該附帯工事について主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に配置してその技術管理をさせなければなりません。（法第 26 条の 2 第 2 項）

【①又は②を施工する建設業者は、次の 1～3 いずれかを選ばなければなりません。】

1. 元請業者として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者が、その専門工事又は附帯工事について主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねる。
2. 元請業者として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者とは別に同じ会社の中で、他にその専門工事又は附帯工事について主任技術者の資格を有している者を専門技術者として配置する。
3. その専門工事又は附帯工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請けする。

(3) 特定専門工事（型枠、鉄筋工事）に関する主任技術者の取扱いについて

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（特定専門工事）について、元請負人（上位の下請負人）と下位の下請負人が「合意」した場合は、元請負人（上位の下請負人）の主任技術者が下位の下請負人の主任技術者が行うべき施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行うことができることとなり、下請負人の主任技術者の配置が免除されます。（法第 26 条の 3）

【特定専門工事に関する要件について】

- ① 特定専門工事の対象となる建設工事は、下請代金の合計額が 4,500 万円未満の鉄筋工事及び大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事（型枠工事）です。（令第 30 条）
- ② 「合意」にあたり明らかにする内容は次のとおりです。
 1. 特定専門工事の内容
 2. 当該特定専門工事の元請負人及び下請負人が締結した請負代金の額
 3. 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
 4. 元請負人が置く主任技術者の氏名及び有する資格
- ③ 元請負人（上位の下請負人）が、上記の合意をしようとするときは、あらかじめ注文者の書面等による承諾を得なければなりません。
- ④ 元請負人（上位の下請負人）が置く当該主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければなりません。
 1. 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し 1 年以上指導監督的な実務の経験を有すること
 2. 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
- ⑤ 特定専門工事の下請負人は、その下請に係る建設工事を他人に請け負わせてはいけません。

【参考】

- ・施 工 体 制 台 帳 記 載 例 . . . P. 1 3
- ・再 下 請 負 通 知 書 記 載 例 . . . P. 1 4
- ・作 業 員 名 簿 記 載 例 . . . P. 1 5
- ・施 工 体 系 図 記 載 例 . . . P. 1 6
- ・請 負 契 約 書 に 記 載 す べ き 内 容 . . . P. 1 7
- ・請 負 契 約 書 の 形 態 . . . P. 1 8
- ・関 係 法 令 . . . P. 2 2
- ・ Q & A . . . P. 2 9

施工体制台帳の記載例(1/2)

令和 年 月 日

施工体制台帳

元請業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入
→【会社名】 ○○○設備株式会社

元請業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)
→【事業所名】 ○○○○作業所

元請業者が発注者と締結した契約書に記載された**工事名称**とその**工事の具体的な内容**を記入

元請業者が発注者と締結した**契約書に記載された工期、契約日**を記入。**変更が生じた場合は速やかに変更する。**

元請業者が発注者と締結した**契約書に記載された元請業者の営業所**を記入

元請業者が発注者と締結した**一次下請と契約を締結した元請業者の営業所**を記入

元請業者が発注者と締結した**元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称**をそれぞれ記入(元請契約にかかる営業所で下請契約を行う場合は「同上」と記入)

元請業者が発注者と締結した**元請業者が置いた監督員の氏名**を記入

元請業者が発注者と締結した**一次下請を監督するために元請業者が置いた監督員の氏名**を記入(※)。その権限が現場代理人に委任されている場合は、現場代理人名を記入(※) ①

元請業者が発注者と締結した**元請業者が置いた現場代理人の氏名**を記入(※) ②

元請業者が発注者と締結した**元請業者が置いた監理(主任)技術者の氏名及び専任・非専任の別**を記入 ③

元請業者が発注者と締結した**元請業者が置いた監理技術者補佐の氏名**を記入(※) ④

元請業者が発注者と締結した**元請業者が置いた専門技術者の氏名**を記入(※) ⑤

元請業者が発注者と締結した**専門技術者の資格**を具体的に記入(※)
例)第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・管工事)
実務経験(10年・管工事)等

元請業者が発注者と締結した**専門技術者が担当する工事内容**を具体的に記入(※)
例)とび・土工・コンクリート工事

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入。下請契約との日付に注意

建設業の許可	許可業種	工事業	許可番号	許可(更新)年月日
許可	土、建、電、管、鋼、舗、しゅ	工業業	大臣(特定)知事 一般 第 012345 号	令和 5 年 12 月 12 日
	通	工業業	大臣(特定)知事 一般 第 654321 号	令和 5 年 12 月 12 日

工事名及び工事内容 ○○○地内配水管布設替工事/上水道工事

発注者名及び住所 ○○○水道局
〒000-0000 愛知県○○市○○町1-2-3

工期 自 令和 6 年 5 月 22 日 至 令和 7 年 2 月 18 日 契約日 令和 6 年 5 月 5 日

区分	名称	住所
元請契約	本社	□□県□□市□□町 000-0
下請契約	○○支店	○○県○○市○○町 000

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
事業所整理記号等	元請契約	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
	下請契約	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外

区分	名称	健康保険 ^④	厚生年金保険 ^⑤	雇用保険 ^⑥
元請契約	本社	XX-XXXX	XXXXX	XXXX-XXXXX-X
下請契約	○○支店	YY-YYYY	YYYYY	YYYY-YYYYY-Y

発注者の監督員名	水道 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監督員名 ^①	配管 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名 ^②	中水 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理(主任)技術者名 ^③	中水 次郎	資格内容	一級土木施工管理技士
監理技術者補佐名 ^④		資格内容	
専門技術者名 ^⑤	浄水 三郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験(10年・管工事)	資格内容	監理(主任)技術者の資格を具体的に記入 例)一級土木施工管理技士
担当工事内容	配水管布設替工事 給排水設備工事	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
	有	無		有	無

一号特定技能外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

(健康保険) ④
協会けんぽにあっては**事業所の記号(7~8桁の数字)**を記入。健康保険組合にあっては**組合名**を記入

(厚生年金保険) ⑤
事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、**主たる営業所の整理記号及び事業者番号**を記入

(雇用保険) ⑥
労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、**主たる営業所の労働保険番号**を記入
注)適用除外の場合は「一」を記入

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

建設業の許可と建設工事の種類

大臣許可と知事許可	大臣許可・・・2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者 知事許可・・・1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者
一般建設業と特定建設業	一般建設業の許可業者・・・発注者から直接受注した工事について、総額5,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。 特定建設業の許可業者・・・契約金額の制限は、ありません。
建設工事の種類	29業種(指定建設業7業種、その他22業種) 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事 建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事※のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、上記29建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
許可の有効期間	許可の有効期間は5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

※軽微な建設工事とは・・・工事1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合、延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事又は1,500万円)未満の工事
なお、注文者が材料を提供する場合、その支給品の市場価格及び運送料を含めた額を、当該請負契約額とみなす。
二以上の契約に分割して請け負う場合、正当な理由に基づいて契約を分割したとき以外は、各契約の合計額を当該請負契約額とみなす。(令第1条の2)

○監理技術者・主任技術者
発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。
○現場専任の監理技術者については、監理技術者講習修了証及び監理技術者資格者証を携帯しなければなりません。

○契約営業所(建設工事の許可を得た営業所)
本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所(請負契約の見積、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所)

○専任すべき工事
公共性のある重要な建設工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。
専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。
○請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の場合には元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。

○資格内容(監理技術者)
1)指定建設業の場合
①一級国家資格者
②国土交通大臣が上記①と同等以上の能力を有すると認定した者
2)指定建設業以外の場合
①一級国家資格者
②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円※以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

※令第5条の3
なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。

○専門技術者
土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該建設工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。(監理技術者、主任技術者とは別の技術者である。)
また、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に付帯する他の建設業に係る建設工事を自ら施工するときも同様に、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。(法第26条の2)
○資格要件は、主任技術者と同じです。
○資格の要件が備わっていれば、監理(主任)技術者が兼任できます。

○指定建設業とは 土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の7業種をいいます。(令第5条の2)

○注意事項
1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. この様式()部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっており、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
5. 公共工事で下請契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要ですよ。

-13-1-

施工体制台帳の記載例(2/2)

【一次下請負人である〇〇〇建設(株)に関する事項】

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《下請負人に関する事項》

会社名	〇〇〇建設株式会社	代表者名	近藤 次郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町 0-0		
工事名称及び工事内容	〇〇〇地内配水管布設替工事/上水道工事		
工期	自 令和6年6月12日 至 令和7年1月27日	契約日	令和6年5月15日 ←

建設業の許可

許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
土木、建築、とび、管工 工事業	大臣(特定)知事 一般 第456798号	令和5年9月19日
工事業	大臣(特定)知事 一般 第 号	

健康保険等の加入状況

健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	健康保険 ⑥	厚生年金保険 ⑦
◆◆営業所	ZZ-ZZZZ	ZZZZZ
		ZZZZ-ZZZZZ-Z

現場代理人名 ① 山田 一郎

権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり

主任技術者名 ② 専任 鈴木 太郎

資格内容 一級土木施工管理技士

安全衛生責任者名 ③ 近藤 四郎

安全衛生推進者名 ④ 坂田 五郎

雇用管理責任者名 ⑤ 坂田 五郎

専門技術者名 ⑥

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無) 有 無

外国人技能実習生の従事状況(有無) 有 無

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※) ①

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※) ②

主任技術者の資格を具体的に記入
例)一級建築施工管理技士

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※) ③
P.28 参照

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※) ④
P.29 参照

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※) ⑤

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※) ⑥

専門技術者の資格を具体的に記入(※)
例)一級建築施工管理技士

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)
例)とび・土工・コンクリート工事

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

請負契約に係る営業所の名称を記入 ④

(健康保険) ⑥
協会けんぽにあっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入。健康保険組合にあっては組合名を記入

(厚生年金保険) ⑦
事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

(雇用保険) ⑧
労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入(注)適用除外の場合は「一」を記入

○専門技術者
許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に付帯する他の建設業に係る建設工事を自ら施工するときは、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。
○資格要件は、主任技術者と同じです。
○資格の要件が備わっていれば、主任技術者が兼任できます。

○主任技術者
許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、主任技術者を置かなければなりません。
軽微な建設工事のみを請け負う場合、建設業の許可を得ずに建設業を営む者については、主任技術者を置く義務はありませんが、建設業の許可を受けて建設業を営む者については、軽微な建設工事であっても許可を受けた建設業の種類(業種)のときは、主任技術者を置かなければなりません。(法第26条第1項)

○資格内容(主任技術者及び専門技術者)

- 一・二級国家資格者(施工管理技士等)
- 登録基幹技能者
- 右記の実務経験を有する者

	卒業後の実務経験
①高等学校の指定学科卒業	5年以上
②専門学校の指定学科卒業	
③高等専門学校の指定学科卒業	3年以上
④専門学校の指定学科卒業かつ専門士 もしくは高度専門士の称を付与された者	
⑤短期大学の指定学科卒業	
⑥大学の指定学科卒業	10年以上
⑦上記以外の学歴の場合	

○一号特定技能外国人、外国人技能実習生

- 一号特定技能外国人とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者
- 外国人技能実習生とは、同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者

※外国人建設就労者の従事状況については、令和5年4月1日以降在留資格「特別活動」の終了に伴い状況欄が削除(令和6年8月)

○施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管(規則第14条の2)

- 発注者から直接請け負った建設業者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。(入契法第15条第1項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務付けられています。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務付けられています。(入契法第15条第2項)
- 帳簿の添付書類(施工体制台帳、契約書)として、工事完了後は5年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにおいては10年間)保存することが義務付けられています。(法第40条の3、規則第26条第2項三、規則第28条)

○施工体系図の保管

- 施工体系図は、完成図、発注者との打合せ記録簿と合わせて10年間保存することが義務付けられています。(法第40条の3、規則第26条第5項)

○注意事項

1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2. この様式 [] 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていて、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
5. 公共工事で下請契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。

再下請負通知書の記載例

○用語
 一次下請負者 ≧発注者 二次下請負者
 ・一次下請負者=再下請負通知人
 ・二次下請負者=再下請負人
 ・元請業者 =直近上位注文者

二次下請負者 ≧発注者 三次下請負者
 ・二次下請負者=再下請負通知人
 ・三次下請負者=再下請負人
 ・一次下請負者=直近上位注文者

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入。再下請契約との日付に注意 → 令和 年 月 日

再下請負通知書

再下請負通知書作成者

【報告下請負業者】

〒000-0000
 住所 □□県□□市□□区□□町 00
 TEL 000-00-0000
 FAX 000-00-0000
 会社名 ○○○建設株式会社
 代表者名 近藤 次郎

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記入

直近上位の注文者名 ○○○設備株式会社

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号名称を記入

再下請負通知人の商号名称及び所在地を記入

元請名称 ○○○設備株式会社

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入

《自社に関する事項》

工事名及び工事内容 ○○○地内配水管布設替工事/上水道工事
 工期 自 令和6年6月12日 至 令和7年1月27日 契約日 令和6年5月15日

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

建設業の許可	許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
	土木、建築、とび、管工	工事業	大臣知事 特定一般	第 456789号	令和5年9月19日	
		工事業	大臣知事 特定一般	第 号		

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称 ^④	健康保険 ^⑤	厚生年金保険 ^⑥	雇用保険 ^⑦		
		◆◆営業所	ZZ-ZZZZ	ZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZ-Z		

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

監督員名^①
 権限及び意見申出方法
 現場代理人名^② 山田 一郎
 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり
 主任技術者名^③ 専任 鈴木 太郎
 非専任
 資格内容 一級土木施工管理技士

安全衛生責任者名^④ 近藤 四郎
 安全衛生推進者名^⑤ 坂田 五郎
 雇用管理責任者名^⑥ 坂田 五郎
 専門技術者名^⑦
 資格内容
 担当工事内容

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入(※) ①

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入(※) ②

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※) ③

主任技術者の資格を具体的に記入(※)

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無

一号特定技能外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※) ④

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※) ⑤

再下請負通知人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※) ⑥

再下請負通知人が置いた専門技術者の氏名を記入(※) ⑦

専門技術者の資格を具体的に記入(※)

例)一級建築施工管理技士

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

○注意事項
 1. 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 2. [] は、建設業法で定められた記載事項です。
 3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
 4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入

再下請負人の商号名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

再下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※) ③

再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※) ④

再下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※) ⑤

再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※) ⑥

専門技術者の資格を具体的に記入(※)
 例)一級建築施工管理技士

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)
 例)とび・土工・コンクリート工事

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※) ①

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※) ②

主任技術者の資格を具体的に記入

例)一級建築施工管理技士

《再下請負人関係》再下請負業者及び再下請負人関係について次のとおり報告いたします。

会社名 株式会社水道設備 代表者名 国分 太郎
 住所 〒000-0000 ○○県○○市○○区○○町 000
 工事名称及び工事内容 ○○○地内配水管布設替工事/上水道工事
 工期 自 令和6年6月12日 至 令和7年1月27日 契約日 令和6年6月1日

建設業の許可	許可業種		許可番号		許可(更新)年月日	
	とび	工事業	大臣知事 特定一般	第 555444号	令和5年7月13日	
	工事業	大臣知事 特定一般	第 号			

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称 ^④	健康保険 ^⑤	厚生年金保険 ^⑥	雇用保険 ^⑦		
		◆◆営業所	ZZ-ZZZZ	ZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZ-Z		

現場代理人名^① 国分 一郎
 権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり
 主任技術者名^② 専任 非専任
 資格内容

安全衛生責任者名^③ 国分 三郎
 安全衛生推進者名^④ 国分 志郎
 雇用管理責任者名^⑤ 国分 太郎
 専門技術者名^⑥
 資格内容
 担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無

請負契約に係る営業所の名称を記入 ④
 (健康保険) ⑤
 協会けんぽにあっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入。健康保険組合にあっては組合名を記入

一号特定技能外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

(厚生年金保険) ⑥
 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

(雇用保険) ⑦
 労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入(注)適用除外の場合は「一」を記入

○注意事項
 1. 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 2. [] は、建設業法で定められた記載事項です。
 3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
 4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

作業員名簿（記載例）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日作成）

作業員名簿を作成又は変更した年月日

事業所の名称・現場ID
〇〇設備株式会社

所長名
●中水 太郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

作業員名簿を提出する会社名を記入

一次会社名・事業者ID

元請 確認欄	
提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
(次)会社名・事業者ID	

作業員名簿を提出した年月日

作業所名や工事名を記入
建設キャリアアップシステムに登録されている場合は現場IDも記入

元請業者の現場代理人を記入

建設工事に従事する者の氏名・ふりがな
建設キャリアアップシステムに技能者IDが登録されている場合は記入

建設工事に従事する者の記号
(注) 1.を参照

建設工事に従事する者の職種

建設工事に従事する者の生年月日・年齢

建設工事に従事する者が加入している保険

【健康保険】
・左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記入
※保険者番号及び被保険者等記号は記入しないこと（右欄は斜線を引いてください）
・上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合は、左欄に「適用除外」と記入

【年金保険】
・左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記入 ※基礎年金番号は記入しないこと（右欄は斜線を引いてください）

【雇用保険】
・右欄に被保険者番号の下4桁を記入
・日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記入
・事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記入

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険	雇用保険	中小企業退職金 共済制度		雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日	
1	ちゅうすい じろう		配管	主 安	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△年△△月△△日
	中水 次郎	*****			◇◇歳	厚生年金	一般							無
2	ちゅうすい たろう		配管	現	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△年△△月△△日
	中水 太郎	*****			◇◇歳	厚生年金	一般							無
3	ちゅうすい しろう		配管		〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△年△△月△△日
	中水 四郎	*****			◇◇歳	厚生年金	一般							無
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					歳									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					年 月 日									年 月 日
					年 月 日									年 月 日

現場入場及び受入教育を実施した年月日

安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）を記入

建設工事に従事する者が取得している資格を記入
【補足】
記載については、本人が希望しない場合は任意となる。

各都道府県の労働局に登録されている教育機関で受けた技能講習を記入

建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無について、それぞれの欄に「有」又は「無」と記入

【注意事項】

- 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- の部分、建設業法で定められた記載事項です。
- 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載（登録していなければ記載不要）

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現 …現場代理人 作 …作業主任者（注）2. 女 …女性作業員 未 …18歳未満の作業員

主 …主任技術者 職 …職長 安 …安全衛生責任者 能 …能力向上教育 再 …危険有害業務・再発防止教育

習 …外国人技能実習生 就 …外国人建設就労者 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

【年金保険補足】
・厚生年金（会社として社会保険に加入している場合）
・国民年金（一人親方など個人で国民保険に加入している場合）
・受給者（65歳以上など既に年金を受け取っている場合）

【雇用保険補足】
・雇用保険（通常の作業員の場合）
・日雇労働（日雇労働被保険者の場合）
・適用除外（事業主やその親族、一人親方）

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4桁を記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

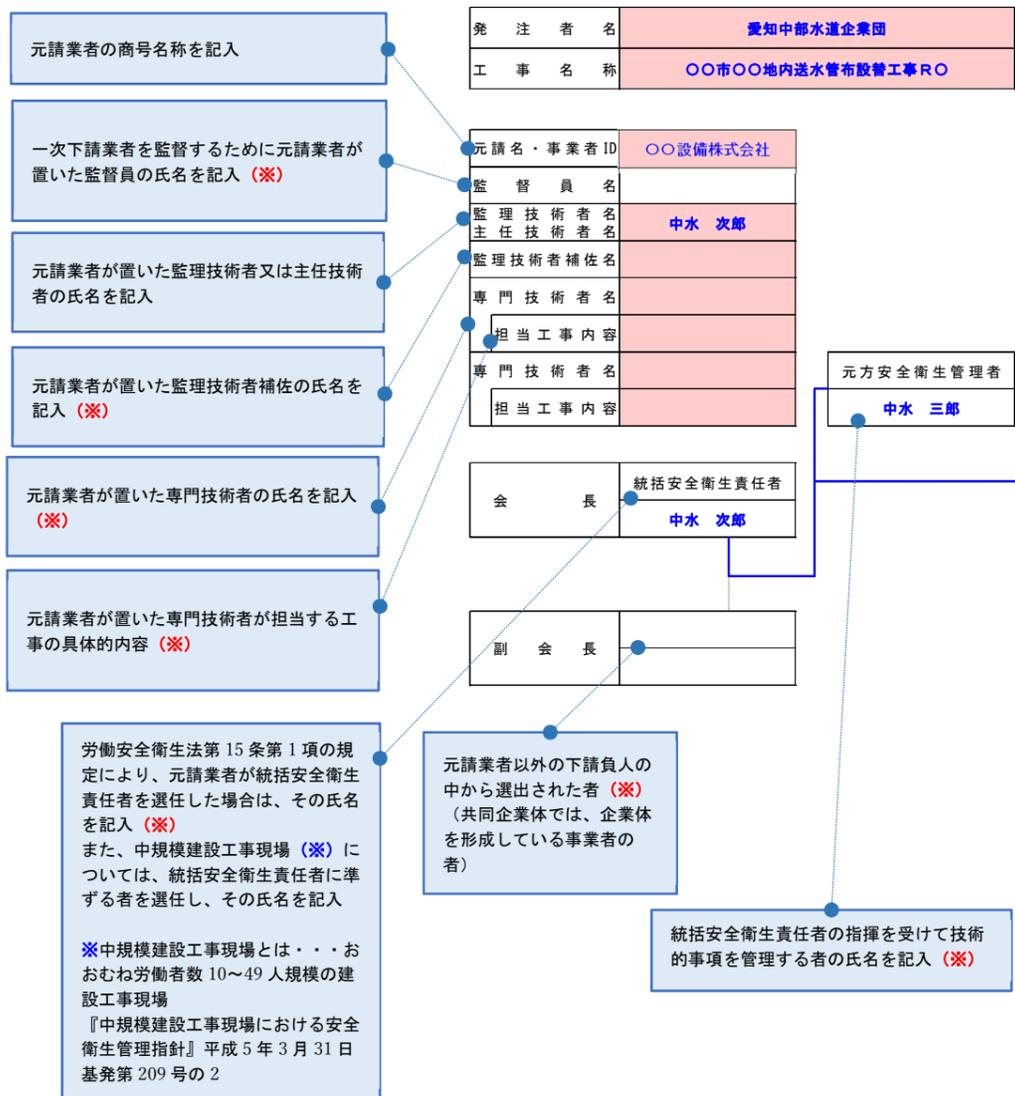
(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

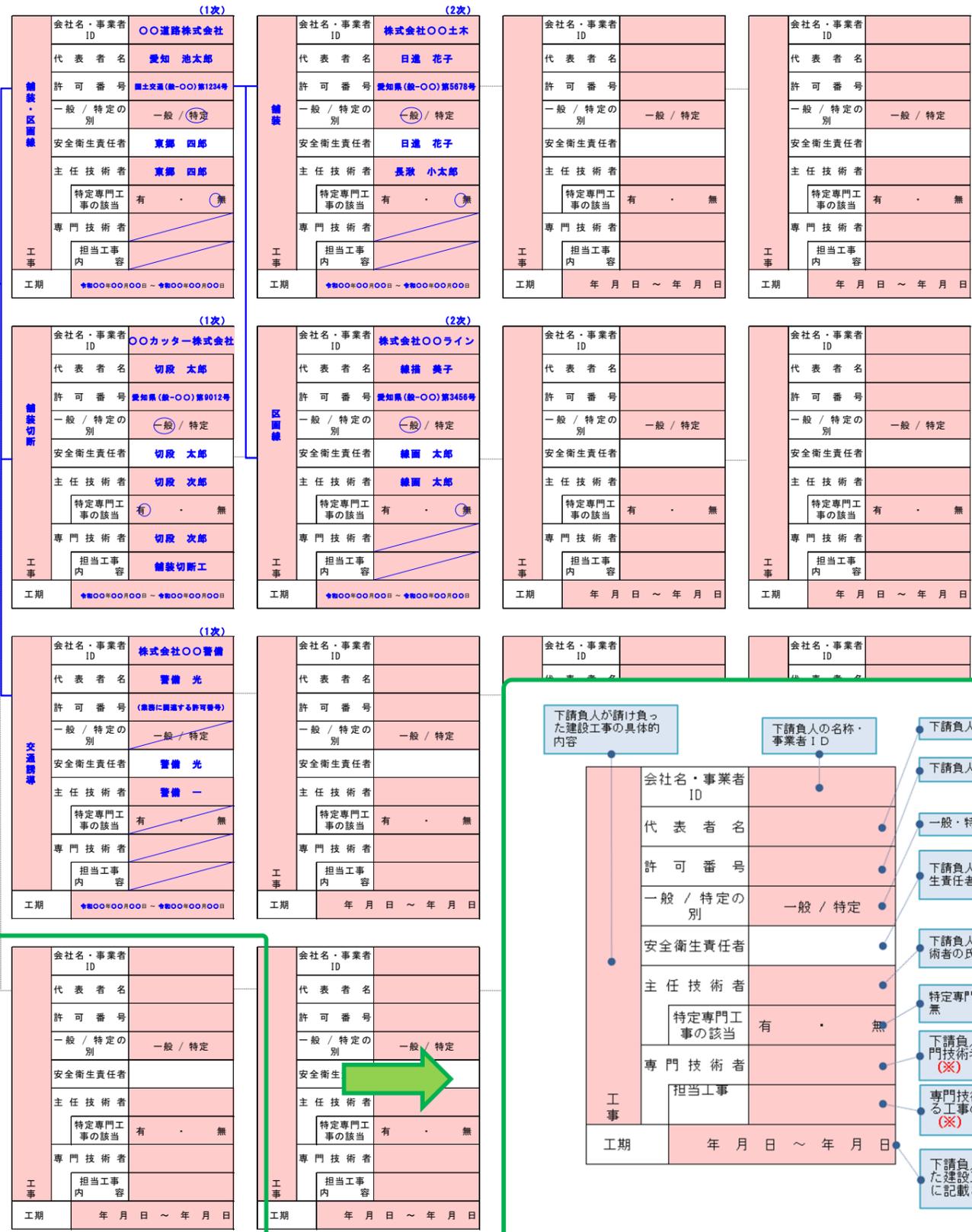
(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体系図（記載例）



工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入
	至 令和〇〇年〇〇月〇〇日	



- 《注意事項》
- 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
 - 色付き部分は建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後ろに (※) があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
 - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」に係る部分は、記載不要です。
 - 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。
 - 警備業者については、共通仕様書により『施工体系図』へ記載することとしています。

【参考】請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、法第 18 条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(法第 19 条第 1 項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等(物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)第 2 条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法
- ⑯ その他国土交通省令で定める事項

※ 書面による契約は、「元請・下請負の別」及び「請負金額の大小」に係わらず、全ての建設工事請負契約について義務付けられています。

【参考】請負契約書の形態

(1) 請負契約について

請負契約は、①「工事毎の個別請負契約書による場合」のほか、②「当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合」、③「注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合」も認められます。



① 工事毎の個別契約による場合

個別契約書には法第 19 条第 1 項各号（16 項目）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。

② 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

1. 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き（16 項目の 1～4 項目）、法第 19 条第 1 項第 5 号～16 号（16 項目の 5～16 項目）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
2. 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号（16 項目の 1～4 項目）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
3. 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書に定めによるべきことを明記してください。
4. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をしてください。

③ 注文書及び請書のそれぞれにあらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合

1. 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
2. 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き（16 項目の 1～4 項目）、法第 19 条第 1 項第 5 号～16 号（16 項目の 5～16 項目）に掲げる事項を記載してください。
3. 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割り印を押してください。
4. 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号（16 項目の 1～4 項目）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
5. 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
6. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をしてください。

(2) 法第 19 条第 1 項に違反となる行為事例について

以下の①から④の事項等が事例であるため、契約時に注意してください。

- ① 下請負工事に関し、書面による契約を行わなかった場合
- ② 下請負工事に関し、法第 19 条第 1 項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合
- ③ 元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合
- ④ 下請負工事に関し、基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに、注文書と請書のみ（又はいずれか一方のみ）で契約を締結した場合
(国土交通省ホームページ 元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン参照)

(3) 法第 19 条第 3 項による電磁的措置について（建設請負契約における電子契約）

【法第 19 条第 3 項】

建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

法第 19 条第 3 項に伴い双方の合意がある場合は、書面の契約書の代わりに電子契約書を用いて契約を締結することができますが、国土交通省令で定める情報通信の技術を利用した措置を講ずる必要があります。情報通信の技術を利用した措置を講ずる場合については（4）を参考にしてください。

(4) 情報通信の技術を利用した措置（電磁的措置）を講ずる場合の留意事項について

- ① 採用する電磁的措置の種類及び内容について相手方の承諾を得ること（令第 5 条の 5 第 1 項）
※ 電磁的措置の利用する場合に当該契約の相手方に対してその電磁的措置の種類、内容等を示し、承諾を得なければならないことが定められています。
- ② 採用する電磁的措置が、以下の技術的基準を満たすものであること（規則第 13 条の 4 第 2 項）
 1. 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（見読性の確保）
 2. ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（原本性の確保）
 3. 当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること（本人性の確保）

(参考)「規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」における原本性の確保に必要な措置

- ① 公開鍵暗号方式による電子署名
- ② 電子的な証明書の添付
- ③ 電磁的記録等の保存

(5) 関係通達について

建設省経建発第132号
平成12年6月29日

各都道府県主管部局長あて

建設省建設経済局建設業課長

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法(以下「法」という。)第19条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請負契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第19条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19条第1項の規定に違反しないものであること。
 - (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
 - ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
 - (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合
 - ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
 - ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。
 - ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
 - ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
 - ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
- 2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。
 - ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
 - ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示される場合は、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できる場合は、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP：Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあっては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の2つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。

【参考】関係法令

関係法令については、令和6年度時点での内容になりますので、改正等あった場合は最新の関係法令を確認してください。

建設業法（施行：令和6年12月13日時点）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業法施行規則（施行：令和6年12月13日時点）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 許可を受けて営む建設業の種類
 - ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
 - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項第二号の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はへの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）

（１） 氏名、生年月日及び年齢

（２） 職種

（３） 健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（３）において「社会保険」という。）の加入等の状況

（４） 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（４）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別

（５） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

（６） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）及び同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）の従事状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称及び住所

ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

- ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
 - ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
 - ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
 - チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）
 - （１） 氏名、生年月日及び年齢
 - （２） 職種
 - （３） 社会保険の加入等の状況
 - （４） 被共済者であるか否かの別
 - （５） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - （６） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
 - リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況
- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第二号口の請負契約及び同項第四号口の下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）
 - 二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - 三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - 四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。
- 4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現

場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

・・・以下省略

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからハまで、チ及びリに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当事者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

・・・以下省略

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 第十四条の二第二項の規定により添付された書類に同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

- 2 第十四条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二項第一号に掲げる書類（同条第一項第四号ロの下請契約に係るものに限る。）及び前項後段に規定する書類（同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）の添付は、下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。
- 3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。
- 4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。
- 5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。
・・・以下省略

（施工体系図）

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかななければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称及び工期

ロ 発注者の商号、名称又は氏名

ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名

ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負つた建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ 商号又は名称

ロ 代表者の氏名

ハ 一般建設業又は特定建設業の別

ニ 許可番号

四 前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ 建設工事の内容及び工期

- ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無
- ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名
- ニ 第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七 法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の掲示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（施行：令和6年12月13日時点）

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。
- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（第十七条第一項において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

（公共工事の適正な施工の確保のために必要な措置）

第十六条 公共工事についての建設業法第二十五条の二十八の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」とする。

（各省各庁の長等の責務）

第十七条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、同項の各省各庁の長等は、前条の規定により読み替えて適用する建設業法第二十五条の二十八第一項及び第二項に規定する措置が適確に講じられるよう、これらの規定に規定する建設業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

○建設業法と入契法の関係について

【建設業法では】

特定建設業者に対し、締結した下請負金額の合計額が政令（令）で定める金額以上になるときに、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を求めています。また、施工体系図は、工事現場の見やすい場所に掲示するとしています。

【入契法では】

公共工事の場合は、「特定建設業者」を「建設業者」に読み替えるとし、下請負金額については、「下請契約を締結した（金額に関わらず）」としています。また、施工体系図は、「工事関係者見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。」としています。

【参考】Q&A

Q 1 施工体制台帳に記載すべき業者について基準はあるのでしょうか。

A 1 施工体制台帳には、特定建設業者（元請業者）と直接下請契約を締結した下請負人のみならず、当該建設工事の施工に携わる全ての建設業を営む者を記載することとされています。「建設工事」とは法第2条第1項で規定されている29種類の工事を指し、「建設業」とは元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業とされています。また、「建設業を営む者」は、建設業許可を受けている建設業者及び建設業の許可の適用除外となる軽微な建設工事のみ請け負うことを営業する者を総称します。

Q 2 500万円未満の小規模な下請工事を、無許可業者と契約した場合にも施工体制台帳に記載する必要があるのでしょうか。

A 2 Q 1で記載しているように建設工事の施工に携わる全ての建設業を営む者を記載することとされています。そのため施工体制台帳には、許可を受けている建設業者はもちろん、許可を受けていない建設業者、工事の期間、規模の大小にかかわらず、その工事全体において、建設工事を請け負った全ての業者を記載する必要があります。

Q 3 交通誘導警備員は、施工体制台帳に記載するのでしょうか。

A 3 警備業者との契約については、建設工事には該当しないため、建設業法上は施工体制台帳への記載や主任技術者の配置義務はありません。ただし、本企业団では、警備業者については、共通仕様書により『施工体系図』へ記載することとしています。

Q 4 作業員名簿とは何か。施工体制台帳の添付資料になるのでしょうか。

A 4 規則において、施工体制台帳の記載事項として、「建設工事に従事する者に関する事項」が義務付けられました。その記載内容を反映した書面がいわゆる「作業員名簿」です。作業員名簿は施工体制台帳の一部の書類となります。公共工事では、発注者へ施工体制台帳の写しを提出することが義務付けられているため、作業員名簿についても提出する必要があります。

Q 5 「作業員名簿」に免許を記載することになっていますが、「普通自動車免許」は記載したほうがいいのでしょうか。

A 5 建設工事に係る技術・技能に関する資格・免許の記載になりますので、「普通自動車免許」は記載しなくても構いません。

Q 6 施工体制台帳の記載事項で、契約営業所の「元請契約」と「下請契約」は、何を記載するのでしょうか。

A 6 「元請契約」の欄は元請業者が発注者と契約した支店・営業所等を、「下請契約」の欄には元請業者が一次下請業者と契約した支店・営業所等をそれぞれ記載します。

Q 7 施工体制台帳の記載事項で、「監督員名」には誰の名前を記載するのでしょうか。

A 7 監督員とは法第19条の2第2項に示す者です。「受注者の監督員名」の欄には、元請業者から一次下請業者、一次下請業者から二次下請業者等に対して、それぞれの契約の相手方を監督する者を記入することになります。現場代理人や主任技術者等が兼ねることもあり得ます。

Q 8 施工体制台帳の記載事項で、「専門技術者名」はどのような場合に記載するのでしょうか。

A 8 専門技術者とは、法第26条の2第1項又は第2項において、配置することが必要となる技術者です。（法では専門技術者と呼称していません。）

例えば、土木工事の中に一部電気工事が含まれており、当該電気工事を専門業者に下請施工させないで自ら施工する場合は、土木工事の監理（主任）技術者の他に、電気工事の主任技術者となり得る者を専門技術者として配置し、この者に当該電気工事の施工の技術上の管理をさせなければなりません。

Q 9 施工体制台帳や施工体系図に記載する「安全衛生責任者」はどのような場合に配置し、どのような役割でしょうか。

A 9 元請業者が統括安全衛生責任者を選任した現場におけるそれぞれの下請業者は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第16条第1項に基づき、安全衛生責任者をそれぞれ選任しなければなりません。安全衛生責任者は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第19条に基づき、統括安全衛生責任者との連絡調整、その連絡調整事項の関係作業員等への連絡、労働災害に係る危険の有無の確認等を行わなければなりません。

なお、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」（平成5年3月31日労働省労働基準局長通知）及び「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日労働省労働基準局長通知）により、元請業者が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任した現場におけるそれぞれの下請業者は、安全衛生責任者に準ずる者を選任し常駐させることとなっています。

Q 10 施工体制台帳の「安全衛生推進者」はどのような場合に配置し、どのような役割でしょうか。

A 10 元請業者及び下請業者は、安衛法第12条の2及び安衛則第12条の2、第12条の3に基づき、それぞれの労働者が10人以上50人未満の現場において、安全衛生推進者を当該現場に原則として専属で選任しなければなりません。安全衛生推進者は、安衛法第10条第1項の業務（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置、労働者の教育の実施、健康診断の実施）を行わなければなりません。

なお、元請業者及び下請業者それぞれの労働者が100人以上の場合は安衛法第10条第1項に基づく「総括安全衛生管理者」、50人以上の場合は安衛法第11条第1項、安衛則第4条第1項に基づく当該現場に専属の「安全管理者」及び安衛法第12条第1項、安衛則第7条第1項に基づく当該現場に専属の「衛生管理者」をそれぞれ選任しなければなりません。

Q11 施工体系図の「統括安全衛生責任者」はどのような場合に配置し、どのような役割でしょうか。

A11 元請業者は、安衛法第15条第1項、労働安全衛生法施行令第7条及び安衛則第18条の2の2に基づき、下請業者も含めた労働者が50人以上(ずい道等、圧気工法、一定の橋梁の建設工事の場合は30人以上)の現場において、統括安全衛生責任者を選任しなければなりません。

統括安全衛生責任者は、安衛法第15条第1項及び第30条第1項に基づき、元方安全衛生管理者の指揮を行うとともに、労働災害を防止するための必要な事項(協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視等)の統括管理を行わなければなりません。

なお、元請業者は、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日労働省労働基準局長通知)により、下請も含めた労働者が10~49人規模の現場においても、統括安全衛生責任者に準ずる者を選任することが望ましいとされています。

Q12 施工体系図の「元方安全衛生管理者」はどのような場合に配置し、どのような役割でしょうか。

A12 元請業者は、安衛法第15条の2第1項及び安衛則第18条の3に基づき、統括安全衛生責任者を選任した現場において、一定の資格を有する者(安衛則第18条の4に基づき、例えば、大学の理科系統を卒業した後3年以上の実務経験等)の中から当該現場に専属の元方安全衛生管理者を選任しなければなりません。

元方安全衛生管理者は、安衛法第15条の2第1項に基づき、安衛法第30条第1項の労働災害を防止するための必要な事項のうち技術的事項を管理し、統括安全衛生責任者を技術的管理面で支援しなければなりません。

なお、元請業者は、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日労働省労働基準局長通知)により、統括安全衛生責任者に準ずる者を選任した現場においては、元方安全衛生管理者に準ずる者を選任することが望ましいとされています。

Q13 施工体制台帳に記載すべき契約の範囲は、注文書・請書のケースも含まれますか。

A13 建設工事の完成を目的とする契約であれば、注文書・請書のケースでも、施工体制台帳に記載しなければなりません。建設工事の請負契約の内容については、書面化し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととされており、法第19条の「第1項及び第2項の規定による書面の写し」を添付することとなっています。

Q14 平成13年10月以降の契約工事から、二次下請以降の契約額も明示した下請負契約書を施工体制台帳に添付することとされたが、工種毎の内訳金額まで必要でしょうか。

A14 規則第14条の2第2項第1号が改正され、平成13年10月1日以降に契約を締結した公共工事については、施工体制台帳に添付する請負契約書の請負代金の額に関して、二次下請負人以下も明示することが義務付けられました。契約書については、法第19条第1項において記載すべき内容として、「工事内容」、「請負代金の額」、「工事着手の時期及び工事完成の時期」等、16項目が定められています。このうち「請負代金の額」については、請負代金の総額のみを記載すれば、内訳までは記載する義務はありません。また、「工事内容」については施工体系図の作成主旨からも、施工の分担関係が分かるよう、具体的な内容が理解されるような工種の名称等(〇〇工、1式の表示ではわからないので、具体的な工種・種別、数量等を記載する)を記載してください。

Q15 施工体制台帳の添付書類の中で、注文書等の場合はその表紙(工事名、工事場所、請負代金等)のみでよいでしょうか。内訳書も含めると膨大な量となります。

A15 単価、内訳書までは求めていませんが、注文書等の表紙だけでは不十分です。また、注文書、注文請書形式では、基本契約書又は基本契約約款が合わせて必要です。なお、元請業者の工事だけ記載している例が多いので、下請負人の工事内容が明確に分かるように記載する必要があります。



令和7年4月施行

管財検査課